

南城市ハラスメント防止条例

職場におけるハラスメントは、被害者の能力発揮を著しく制限するにとどまらず、当事者相互の信頼関係を破壊し、組織全体の円滑な業務遂行を阻害して、ひいては行政サービスの低下による市民への不利益をもたらしかねない重大な人権侵害行為である。

このような問題を発生させないためには、社会的規範に従い、ハラスメントに関する知識を深め、ハラスメントの防止に取り組むことで、良好な職場環境を確立しなければならない。

いずれも全体の奉仕者である市長等、議員及び職員は、職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しの良い職場環境を確立することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市長等、議員及び職員が身分、職位及び職責にかかわらず、互いに信頼し、人権を尊重することで、もって職場におけるハラスメント防止のための措置及びハラスメントに起因する問題への被害者に配慮した適切な対応を行うことにより、それぞれの能力を発揮することができる良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (2) 議員 市議会議員をいう。
- (3) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）で、本市に勤務する者をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントその他の誹謗、中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為をいう。
- (5) 職場 職員がその職務を遂行する場所（出張先その他職員が通常業務を遂行する場所以外で実質的に職場と同視すべき場所等を含む。）をいう。

(市長等の責務)

第3条 市長は、職員がその能力を十分に發揮できる職場環境を確保するため、市長等及び職員に対しハラスメントの防止に関する研修等を行い、ハラスメントに対応する相談、調査及び審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因し職員の職場環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 副市長は、市長を補佐し、前項に規定する措置等をともに実施しなければならない。

3 教育長は、教育行政の運営において、この条例の目的を実現するよう、その職務を遂行しなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、議員に対しハラスメントを防止するため必要な研修等を行い、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(議員の責務)

第5条 議員は、市民の代表者として、市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観を持ち、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(職員及び所属長の責務)

第6条 職員は、互いの人格を尊重し、職務遂行上の対等なパートナーであることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 所属長は、良好な職場環境を確立するため、ハラスメントの防止に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処するとともに、ハラスメントに係る調査等に協力しなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第7条 市長等、議員、職員及びその他本市に勤務する全ての者は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、他者に対しハラスメントを行ってはならない。

2 前項の規定は、市の各機関を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に掲げる派遣労働者、市の各機関と業務委託契約その他の契約を締結している事業等に従事する労働者及び企業、団体等から派遣されている行政実務研修員に対する関係においても同様とする。

(外部相談窓口)

第8条 市長は、申出に対応し、その円滑かつ公正な解決を図るため、外部相談窓口を設置するものとする。

(相談申出等の手続)

第9条 職場におけるハラスメントを受けた者は、市の設置する外部相談窓口にハラスメントの相談を書面、口頭又はこれに準じた手段により申出ることができる。

2 前項の規定による申出は、現実にハラスメント事案が発生した場合に限らず、その発生のおそれがある場合にも行うことができる。

3 外部相談窓口は、申出について調査が必要と判断した場合、速やかに市長に報告しなければならない。

(第三者委員会)

第10条 市長は、ハラスメントの事実関係の申出があった場合、円滑かつ公正な解決を図るため、第三者委員会を設置することができる。

2 委員の人選に当たっては、見識を有する専門機関へ依頼し、委員会を構成するものとする。

(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第11条 外部相談窓口の相談員及び第三者委員会の委員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 市長等、議員又は職員は、ハラスメントに関する相談等を申出たことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(申出件数の公表)

第13条 市長は、ハラスメントに関する当該年度の前年度の申出件数を公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、令和6年10月1日から施行する。